

## 瑞浪市中央公民館ホワイエふれあいコンサート実施要項

平成30年4月1日

一部改訂 令和2年11月21日

### (目的)

第1条 瑞浪市中央公民館ホワイエふれあいコンサート（以下「ホワイエコンサート」という。）は、瑞浪市内において音楽活動（朗読等の文化活動を含む。）を行っている団体・個人等（以下「実施団体等」という。）に対し、その成果発表の場として中央公民館の施設及び設備を貸与し、これを観覧希望者に開放することによって、市民が気軽に音楽・芸術に触れることができる環境を整え、以て市民文化の向上に資することを目的とする。

### (対象活動)

第2条 ホワイエコンサートの対象活動は、次のとおりとする。ただし、宗教団体等の活動、企業の広告宣伝活動、その他これに類する活動等を目的とする場合は、対象としないものとする。

- ① 合唱等の歌唱（伴奏を含む。）
- ② 楽器演奏（歌唱を含む。）
- ③ 朗読
- ④ 上記以外の音楽・文化活動の内、中央公民館長が適当と認める活動

### (利用できる施設)

第3条 ホワイエコンサートの実施にあたって利用できる施設は、次のとおりとする。ただし、利用する施設の選定にあたっては、対象活動の規模、音量及び観覧者数等を勘案しなければならない。

- ① ホワイエ
- ② 講堂
- ③ 展示室

2 会場及び音響装置の設営並びに撤去等については、実施団体等が主体的に行わなければならない。

### (実施可能日等)

第4条 ホワイエコンサートは、次の条件をすべて満たす実施希望日に限り、実施できるものとする。

- ① 土日祝日であり、かつ開館日であること。
- ② 実施希望日に文化ホール、講堂等に利用者がいないこと。

### (実施団体等の条件)

第5条 ホワイエコンサートを実施できる実施団体等の条件は、次のとおりとする。

- ① 実施団体等の活動の拠点が瑞浪市内であること。

- ② 主な構成員が瑞浪市に在住・在勤していること。
- ③ 主な構成員が成人（学生を除く。）であること。

（実施にかかる制限等）

第6条 ホワイエコンサートの実施にあたっては、次の条件を順守しなければならない。

- ① 実施団体等は、観覧希望者に制限を設けてはならない。（入場整理券の配布等による総量規制は可とする。この場合、中央公民館においてこれを配布することはできる。）
- ② 実施団体等は、観覧希望者から入場料その他これに類する金員等を徴収してはならない。
- ③ 実施団体等は、ホワイエコンサート開催時に物品等の販売を行ってはならない。
- ④ ホワイエコンサートの広告宣伝については、実施団体等の責において行うこと。ただし、広報みずなみ及び市ホームページでの告知を希望する場合には、中央公民館がこれを行うものとする。

（使用料）

第7条 施設使用料及び冷暖房その他付属設備使用料は、無料とする。

（実施手続き等）

第8条 実施団体等は、ホワイエコンサートを実施しようとする場合、中央公民館長が指定する期間内に、中央公民館長が指定する年度に実施するホワイエふれあいコンサート実施計画書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 中央公民館長は、前項の実施計画書を審査し、適当と認める場合は、ホワイエふれあいコンサート実施許可書（様式第2号）を、不相当と認める場合はホワイエふれあいコンサート実施不許可書（様式第3号）を実施団体に交付するものとする。
- 3 実施団体等は、ホワイエコンサートを実施した場合、終了後30日以内に中央公民館長に対しホワイエふれあいコンサート実施報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第9条 中央公民館長は、前条第2項の許可をした場合にあっては、次の場合においては、その許可を取り消すことができる。

- ① 公務による施設利用が発生したとき。
- ② 災害等による避難所として利用するとき。
- ③ 実施団体等が第2条ただし書きに抵触することが判明したとき。
- ④ 上記以外で中央公民館の運営に支障が出ると思慮される時。

（委任）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、中央公民館長が別に定める。